

新たな在留資格「特定技能」で

外国人材を受入れる企業様へ

受入れの際には「支援計画」の作成と、計画に基づいた支援を行わなければなりません！
また、支援計画の作成や説明、相談や苦情の対応は、「外国人が十分に理解することができる言語」での実施が必要です。

受け入れに必要な対応項目は **10** 項目

企業様のみで全てを対応するのは、非常に工数がかかるものです。

＼ 実は！！ ＼

支援計画の全部または一部の実施を、
登録支援機関に委託することができます。



課題をお持ちの企業様は、登録支援機関である
総合キャリアオプションにおまかせください！

※「特定技能」は人手不足を解消するために2019年4月に新設された在留資格で、
特に国内では十分な人材の確保ができない14分野（特定産業分野）のみ、受入れが可能です。

— 当社の特徴 —



30年以上
人材サービス一筋です！



全国 **55** 拠点
有事の際もすぐにかかけつけます！



多言語対応可能！
ベトナム語・英語・タガログ語・
タイ語・インドネシア語

※総合キャリアオプションは【登録支援機関】として、法務省・出入国在留管理庁に登録されました。

2019年10月25日登録 登録番号 19登-002749

具体的な支援とは



SUPPORT 01

事前ガイダンス

雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



SUPPORT 02

出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



SUPPORT 03

住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



SUPPORT 04

生活オリエンテーション

円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



SUPPORT 05

公的手続等への同行

必要に応じ住居地・社会保障・税等の手続の同行、書類作成の補助



SUPPORT 06

日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



SUPPORT 07

相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



SUPPORT 08

日本人との交流促進

自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



SUPPORT 09

転職支援(人員整理等の場合)

受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



SUPPORT 10

定期的な面談・行政機関への通報

支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報

それぞれの対応項目から、スムーズに受け入れができるよう、しっかりサポートいたします。



総合キャリアオプションでは、登録支援機関としての役割のみではなく、他のサービスも実施しております

■人材紹介

- ①ベトナム、フィリピンの優良送り出し機関と提携し、現地から技能実習3年満了者をご紹介します。
 - ②日本国内の試験合格者をご紹介します。
- ※技能水準を満たしていない方へは、試験合格サポートを行います。

■在留資格取得手続代行

お問い合わせは、総合キャリアオプション エリア担当者までご連絡ください。